

貸出諸室の使用料金・減免について

資料④

項番	委員名	頁数	意見・提案	市の考え
1	菅沼委員	28	<p>使用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p28の使用料金は、「小金井市受益者負担基準」に基づき計算されたものでしょうか？それとも、まだ、諸費用の詳細が出ておらず、他の施設を参考として、決めたものでしょうか？ 	<p>使用料金については、旧福祉会館における状況等を勘案しつつ、小金井市受益者負担基準に基づき、現時点で考えられる情報を基に算出しています。また、他市の類似施設の使用料金についても参考としています。</p>
2	諏訪間委員	28	<p>■利用料金について</p> <p>※そもそも営利利用と利用料金を切り離して議論するのは無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>たとえば、上之原会館はAB室をふたつ借りて200円、80㎡、定員は52名。それに比べると多目的室01は76㎡で定員36名で500円。</p> <p>かなり高い設定に見える。上之原会館の場合、倍の値段になると営利ありにできる。</p> <p>ちなみに上之原会館は営利ありの設定だが、なにか弊害が起きているのかどうか伺いたいです。感覚的に、福祉施設の多目的室ならこのくらいの価格設定が妥当に思えます。他市であれば子どもと福祉の未来館くらいなら許容範囲。</p>	項番1参照
3	菅沼委員	29	<p>使用料金の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p29の免除規定は、これでよいと思う。(すなわち、対象は、p26の登録区分のうちAとBの団体を対象と理解) ・ただし、減額規定を追加すべきです。 <p>例えば、9月10日配布資料「市内公共施設の使用料金等比較表(案)」の集会施設の規定のごとく考えを入れる。</p>	<p>現状の計画(素案)では、市内団体で福祉関係団体や生涯学習団体等については、活動目的のために利用するときは、使用料金を免除する規定としております。</p> <p>また、「市長が必要であると認めたときには、市長が必要であると認める額を減額又は免除」としており、上記規定にて例外的な場合も対応できると考えております。</p>